



Re-Life (リ・ライフ) 居住支援センター

株式会社リボーン運営
新潟県指定 住宅確保要配慮者居住支援法人

【居住支援法人】Re-Life(リ・ライフ)

○指 定 番 号 第 12 号 ○業務の開始年月日 令和8年4月1日

○営 業 所 (株)リボーン本社内(新潟県上越市大字大日34番地5)

○営 業 日 月～金 ○業務を行う区域 上越市、妙高市、糸魚川市

○営 業 時 間 午前10時～午後5時

○業務内容

- ・入居前の支援 利用者と大家さん(不動産会社)を繋ぐ、最初の入り口となる業務
- ・入居中の支援 定期的な見守りや安否確認、生活相談、ゴミ出しルールの支援など
- ・退去時の支援 身元引受機能や残置物処理等の手続き

(※残置物処理等の手続きについては、6月以降に開始予定)

○対 象 者 (住宅確保要配慮者)

障がい者、高齢者、外国人、低所得者、DV被害者、ひとり親家庭、被災者(発災後3年以内)、児童養護施設等退所者、高校生以下のこどもを養育している者、児童虐待を受けた者、犯罪被害者等、大規模災害の被災者、LGBT及びリ・Iターンによる転入者、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

○お問い合わせ先

電話：025-523-0700

メール：re-life@riborn.co.jp